

保険医療機関及び保険医療養担当規則に基づく掲示事項は、下記のとおりです。

◎ 入院基本料に関する事項

1. 当診療所には、看護職員が4名以上勤務しています。
2. 当診療所には、夜間も看護職員が1名勤務しています。
3. 夜間に緊急の診療が必要となった場合、院長が対応します。
4. 入院時食事療養費（Ⅱ）を算定しています。

◎ 関東信越厚生局長への届出事項に関する事項

（1）基本診療料の施設基準等

- ・ 明細書発行体制等加算
- ・ 医療情報取得加算
- ・ 一般名処方加算
- ・ 有床診療所入院基本料 5
- ・ 夜間看護配置加算 2
- ・ 夜間緊急体制確保加算

（2）特掲診療料の施設基準等

- ・ 医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6に掲げる手術
- ・ 網膜付着組織を含む硝子体切除術（眼内内視鏡を用いるもの）
- ・ 緑内障手術（緑内障治療用インプラント挿入術（プレートのあるもの））
- ・ 緑内障手術（水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術）
- ・ 緑内障手術（濾過胞再建術（needle法））
- ・ 短期滞在手術等基本料 1
- ・ コンタクトレンズ検査料 1

◎ 保険外負担に関する事項

- ・ 診断書及び意見書料等 1通 1,000円～4,000円（税込） （自費料金表を参照）

◎ 特定療養費に関する事項

- ・ 特別の療養環境の提供 入院病棟室料差額 個室室料 1日につき 3,000円

◎ 手術に関する事項

以下、令和5年1月1日～令和5年12月31日における手術の実施件数を掲示します。

黄斑下手術等 290件（内訳は、以下のとおり）

硝子体茎頭微鏡下離断術（網膜付着組織を含むもの） 253件、（その他のもの） 37件

増殖硝子体網膜症手術 0件

角膜移植術 3件